

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成31年度分の
浜松市国民健康保険料の減免基準

東日本大震災（以下「大震災」という。）が生じた日（以下「被災日」という。）に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下同じ。）に住所を有していた者で、被災日以後、浜松市に転入し浜松市国民健康保険の被保険者となった者（以下「被災被保険者」という。）に関して、平成31年度分の浜松市国民健康保険料の減免基準（「国民健康保険料の減免に関する要綱別表4その他特別の理由」に該当）を「東京電力第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（平成31年2月1日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）に基づき下記のとおり定める。

記

1. 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次の及びに掲げる世帯の納付義務者につき、被災被保険者に係るそれぞれの基準により算定した額の合計額（合計額が100円に満たない場合は0円）とする。

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った被災被保険者がいる世帯及び同法第20条第3項の規定による避難指示区域等の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている被災被保険者がいる世帯並びに帰還困難区域等及び旧避難指示区域等に居住しているため避難を行っている被災被保険者がいる世帯

当該被災被保険者のみで構成される世帯にあつては、当該世帯に係る被保険者全員について算定した平成31年度分保険料額

当該被災被保険者と当該被災被保険者以外の被保険者で構成される世帯にあつては、当該世帯に係る被保険者全員について算定した平成31年度分保険料額と当該世帯に係る当該被災被保険者以外について算定した平成31年度分保険料額の差額（ただし、当該世帯に係る当該被保険者全員について算定した平成31年度分保険料額が当該世帯に係る被災被保険者以外について算定した平成31年度分保険料額より小さくなる場合は、減免しない。）

（注） 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であつたため避難若しくは退避を行っている被災被保険者がいる世帯及び同法第20条第3項の規定による避難指示区域等の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている被災被保険者がいる世帯並びに帰還困難区域等及び旧避難指示区域等に居住しているため避難を行っている被災被保険者がいる世帯については、当該区域の解除後においても、引き続き、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている被災被保険者がいる世帯及び避難指示区域等の設定に係る原子力災害対

策本部長の指示の対象となっている被災被保険者がいる世帯並びに帰還困難区域等及び旧避難指示区域等に居住しているため避難を行っている被災被保険者がいる世帯と同等の世帯として取り扱う。

特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。)に居住しているため、避難を行っている被災被保険者がいる世帯及び指定が解除された特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている被災被保険者がいる世帯

当該被災被保険者のみで構成される世帯にあつては、当該世帯に係る被保険者全員について算定した平成31年度分保険料額

当該被災被保険者と当該被災被保険者以外の被保険者で構成される世帯にあつては、当該世帯に係る被保険者全員について算定した平成31年度分保険料額と当該世帯に係る当該被災被保険者以外について算定した平成31年度分保険料額の差額(ただし、当該世帯に係る被保険者全員について算定した平成31年度分保険料額が当該世帯に係る当該被災被保険者以外について算定した平成31年度分保険料額より小さくなる場合は、減免しない。)

(注) 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている被保険者がいる世帯及び指定が解除された特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている被災被保険者がいる世帯については、特定避難勧奨地点の解除後においても、引き続き、特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている被保険者がいる世帯と同等の世帯として取り扱う。

2. 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、平成31年度分の保険料とする。ただし、旧避難指示区域等の被保険者であつて、当該世帯の被災被保険者について、平成30年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合は、減免の対象としない。

(注) 平成23年4月22日に屋内退避指示が解除となった地域に被災日において居住していた被保険者がいる世帯については、減免の対象としない。

3. みなし被災被保険者

被災日以後に被災被保険者と婚姻した者及び出生等により被災被保険者の子となつた者で被災被保険者と同一世帯に属することとなつた浜松市国民健康保険の被保険者は、被災被保険者と同等とみなす。

4. 減免基準の適用

この減免基準は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の国民健康保険料の減免の申請を行った者について適用する。なお、保険料の徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、被災した被保険者等に減免の意思を確認のうえ、遡って減免を行うことができるものとする。